

総務省（関係府省）における予算編成過程での検討を求める提案

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案に至った背景等)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等 (支障の原因となっている規定等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	(追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの))		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
83	B 地方に対する規制緩和	12_その他	事務処理におけるRPAエンジンの構築	職場のDX推進には高価なシステムが必要となることが多々あり、職員数150名程度の町では、投資対効果の観点から導入が難しい。 RPAエンジンやAI-OCRなど、様々な事務への汎用性が高く、事務処理の効率化を進めるインフラについては、国で構築するなどし、小規模自治体においても無償又は安価で活用できるようにすることを求める。	現在、当町において、下記のような業務について、RPAやAI-OCRを導入したいと考えている。 ・紙で受け取る確定申告や税申告書に関してデータ入力業務委託をしている業務 ・マイナポータルからオンライン申請される異動情報などのデータを住民情報システムへ入力する業務 また、RPAやAI-OCRは、他業務への汎用性も高く、上記以外の業務の効率化にも繋げることができると考えている。 しかし、例えばRPAエンジン等のシステムを導入する場合、年間100～150万円規模の経費がかかるため、それだけの効果がかかるような事務処理がなく、導入を断念している。 自治体のRPAの利用促進に対する国の財政面の支援措置としては、RPA導入に関する経費に対する特別交付税措置があるが(自治体DX推進計画【第2.3版】)による)、導入後のランニングコストに係る措置はなく、導入が難しい。また、内部事務の効率化にすぎない取組は、デジタル田園都市国家構想交付金の対象外であると認識している。 当町では、RPAの効果は理解しており、インターネット系端末で利用できるRPA(MicrosoftのPowerAutomate)は無料の範囲で利用しているが、ほとんどの事務はLGWAN系やマイナンバー系の端末上であり、特にLGWAN環境で活用できるシステムの構築が望ましい。	—	RPAエンジンやAI-OCR、クラウドの文書管理システムなどの活用により事務処理の効率化を進め、より住民サービスに注力することができる。 (町内の事務処理の効率化の為に、住民への貢献は間接的である) 住民の対応にもっと時間を割くためにも、内部業務の効率化では採用されないデジ田の対象外であるRPAエンジンやAI-OCR、クラウドの文書管理システムなどを国で構築・開発していただき、事務処理の効率化を進めるインフラを無料ないしは格安で活用できるようにしてほしい。 また、RPAを動作させる「シナリオ」のサンプルも全自治体で共有できる仕組みにすれば、シナリオ作成や既存シナリオの改修などの業者へ委託する費用も全国的に低減することができる。	「自治体DX推進計画【第2.3版】」	内閣官房、デジタル庁、総務省	川西町	多賀城市、浜松市、田原本町、河合町	—	(デジタル庁・総務省回答) 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針(令和6年6月21日閣議決定)」では、「例えば、既に多くの都道府県が市町村と共同調達を進めている業務システムや、RPA やビジネスチャットツール等の共通業務ツールなど、実質的に共通化が進んでいるものについては、都道府県による共同調達を推進することが考えられる。」とされ、RPA等については都道府県による共同調達を推進することが念頭に置かれている。なお、都道府県による共同調達を推進するため、令和7年2月には総務省とデジタル庁のウェブサイトと都道府県を中心とした自治体システムとの共同調達に関するダッシュボードのページを開設し、令和7年8月にはその更新等を行ったところである。 また、「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第5.1版】」において、「自治体の定型的な業務の効率化については、RPAの利用による自動化を行うことも有効である。」とされ、令和7年度においては、引き続きRPAの導入に係る経費について特別交付税措置を講じたところである。
110	B 地方に対する規制緩和	11_総務	マイナンバーカードの交付前設定に係る事務負担の軽減	令和5年12月27日、総務省から、マイナンバーカードの交付の速やかに受ける必要がある者として、政令で定めるものに該当する者に対しては、地方公共団体情報システム機構(略称：J-LIS)において、交付前設定・交付処理まで行って申請者に郵送で交付する特急発行という仕組みを開始する旨、通知があった。J-LISにおいて交付前設定が可能であるならば、J-LISにおいて、全てのカードの交付前設定を完了した上で自治体に送付する仕組みに変更して頂きたい。	マイナンバーカードの交付の際、J-LISが作成した個人番号カードを申請者の住居地自治体に送付し、各自自治体において交付前設定(券面情報と個人情報の照合作業・設定及び電子証明書の希望の有無の確認等)を行い、申請者に交付している。 交付前設定が自治体において事務量的に大きな負担になっており、交付前設定だけを外部委託している自治体も多い。 参考 ・カード到着から交付通知書発送までにかかる時間：1件あたり約20分 ・本市の令和5年度交付枚数 57,779枚(令和6年3月31日現在)	本市では、マイナポイント事業で、カード申請が殺到した際に対応するため会計年度任用職員を8人雇用し、最も繁忙であった令和5年4月には、更に期間業務職員を15人雇用していた。	J-LISで交付前設定を行えば、各自自治体は交付にかかる人員配置だけで済み、J-LISから自治体に送付されるまでの短期間で、住民異動があったカードについてだけ追加処理を行えばよく、住民サービスの向上や、予算の大幅な削減が可能となる。また、申請者の手元にカードが届く時間も大幅に短縮され、利便性が上がることからカード保有率の上昇にも資する。さらに、職員の負担が軽減されることから、新たなマイナンバーカード活用に向けた取り組みに注力できるようになる上、働き方改革の推進にもつながり、より良い人材獲得にもつながる。	—	デジタル庁、総務省	高松市	札幌市、函館市、旭川市、十和田市、盛岡市、花巻市、いわき市、鴻巣市、上尾市、町田市、川崎市、浜松市、豊橋市、亀岡市、堺市、寝屋川市、西宮市、安来市、倉敷市、広島市、松山市、東温市、福岡市、大牟田市、熊本市、鹿児島市	○特急発行で認められている。交付前設定には職員人工を大量に充てる必要があり、結果的な経費が高額となっている。 ○地方公共団体情報システム機構(J-LIS)において、マイナンバーカードの交付前設定をすることで、事務の効率化が図られ、負担軽減にもつながる。 ○交付前設定の作業については、1枚あたり該当の作業のみで数分程度時間を要するため、マイナポイントの終了が近づいた時期など大量にマイナンバーカードの交付申請があった際に交付前設定の処理に時間を要して交付通知書の発送が遅延してしまうことがあった。今後は特急発行も始まるが、特急発行以外のマイナンバーカードについてもJ-LISであらかじめ交付前設定作業を行うことで、自治体の作業負担や事務にかかる時間が削減されるため、人件費や委託料の削減につながる。 ○令和7年には、制度が始まった当初にカードを交付した住民、令和2年にマイナポイントを契機にカードを交付した20歳未満のカード更新が控えており、交付前設定に要する時間が増大することが懸念される。 ○J-LISにおいて交付前設定の業務を完了した上で、自治体に送付する仕組みとなれば、住民サービスの向上や予算の削減が可能となる。また、申請者の手元にカードが届く時間も大幅に短縮され、迅速な発行業務にも期待ができる。	デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループにおいて検討した結果、交付前設定処理については、自治体側で対応が必要な作業を除き、統合端末上の作業(住民異動情報・本人確認情報との照合、システムへの結果登録等)について、J-LIS 側での集約処理が可能となるよう、関係システムの構築を図ることとした。当該経費については、令和7年度補正予算にて計上しており、今後次期個人番号カードに係るシステム構築とあわせて、システム構築を図っていく予定。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案に至った背景等)	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政 の効率化等)	根拠法令等 (支障の原因となっ ている規定等)	制度の所管 ・関係府省	団体名	(追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの))		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名			支障事例
											団体名			
239	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	脱炭素化推進事業期間延長	脱炭素化推進事業の事業期間について、地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様の令和7(2025)年度までとされているが、政府実行計画等に掲げる2030年度目標に準じて取り組むことを可能とするよう、事業期間の延長を図ること。	都道府県には改修が必要な既存施設は多く、施設を運用しながらの改修となり、また、財政負担や事務量の平準化、県有施設の再編等も含めた検討を行い、庁内調整を経て、計画策定等を行うことから時間を要するほか、設計・施工業者のマンパワーが不足しており、期間中に完了する事業は限定的であるため、事業期間の延長を要望。 (当県の場合、要改修施設が140件ある。令和6年は25件の改修を実施するが、令和7年までに全ての施設の改修を完了させることは不可。)	—	事業期間が延長されることにより、計画的な省エネ改修が可能となり、2030年度目標の達成に資する。	脱炭素化推進事業債及び公営企業債(脱炭素化推進事業)の取扱いについて(周知)(令和5年4月3日付環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課ほか事務連絡)	総務省、環境省	栃木県、群馬県、岡山県	北海道・札幌市、岩手県、花巻市、仙台市、茨城県、埼玉県、神奈川県、平塚市、新潟市、石川県、岐阜県、中津川市、浜松市、名古屋市、豊橋市、京都市、綾部市、大阪市、堺市、豊中市、兵庫県、奈良県、高松市、高知県、久留米市、長崎市、熊本	〇区域における公用車への次世代自動車導入率は約23%(令和4年)、庁舎照明のLED化率は約20%(令和4年)であり、道の事務事業に伴う温室効果ガスに係る2030年度の削減目標達成に向けては、令和8年以降も引き続き脱炭素化推進事業債を活用した脱炭素化の取組の推進が必要であるため。 〇ごみ焼却施設の建設は設計・建設・竣工まで4~5か年かかるものであり、中途で本起債が終了となる場合、財政的に非常に大きな重荷になってしまう。 〇県庁の率先実行として、 ①太陽光発電を設置可能な県有施設に2030年度までに50%、2040年度までに100%導入 ②2027年度までに県有施設の照明を原則LED化 ③2028年までに100%電動車化(代替可能な車両がない場合を除く) の目標を掲げて取組を進めている。 いずれも脱炭素化推進事業債を活用している事業であり、この目標達成のためには、期間延長される(継続して脱炭素化推進事業債を活用できる)ことが不可欠である。 〇LED化する施設が多く、全施設の改修には時間を要することから事業期間の延長を希望する。 〇令和6年1月1日に発生した災害対応等により、県有施設のLED化に対する予算を確保するのも難しい状況であり、被災により計画も遅れが生じ、施工業者も災害対応に尽力しているため人手が足りず、計画実施に苦慮している。 〇本事業債は一般会計のみならず、公営企業会計においても活用することが可能であることから、市有施設への再生可能エネルギー等の導入を促進する支援策として非常に有効であるが、現時点において事業期間が2025年度までとされているため、さらなる導入促進のためには2026年度以降も本事業債の継続が必要である。 〇脱炭素化を含む公共施設の改修等については対象施設も多く、各個別計画に則って検討を行い、かつ資金計画を考慮しながら実施時期を調整する必要があり、期間中に完了できない事業は限られる。 〇当県では、これまでに県有施設への太陽光発電設備の導入(1施設)、LEDへの更新(17施設)に「脱炭素化推進事業債」を活用しており、今年度も太陽光発電設備の導入(1施設)、LEDへの更新(28施設)への活用を予定している。 今後、改修施設・新設施設ともに脱炭素化推進事業債を活用したいので、事業期間延長を要望する。 〇当市は、令和6年3月に地球温暖化対策実行計画2030を策定し、政府実行計画に準じた目標を掲げ、市施設の新建ZEB化をはじめLEDなど省エネ機器の導入に向けた検討を進めているところであるが、当市計画期間である2030年度までに工事を実施する施設の脱炭素化の推進においては、国の後押しが必須である。市施設の省エネ化については、脱炭素推進事業債が最も重要かつ唯一の支援メニューとなっているため、その期間延長について検討されたい。 〇当市においても、2030年46%削減(2015年度比)の目標を設定している中、計画的な省エネ改修を検討しているが、脱炭素化推進事業債を活用した場合の2025年度までという期間では実現は不可能であるため、事業期間の延長を要望する。 〇当市では、「地球温暖化対策実行計画」により、2030年度に市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を2013年度比50%以上削減することを目標としており、令和8年度以降も公共施設の省エネ化等の取組を進める必要があることから事業期間の延長を希望する。 〇省エネ改修が必要な既存施設が多く、庁内調整含め改修に時間を要することに加え、令和6年能登半島地震被害からの復旧事業を最優先としており、通常の施設改修に停滞が生じている。 〇中核市においても改修が必要な既存施設は多く、施設を運用しながらの改修となり、また、財政負担や事務量の平準化、県有施設の再編等も含めた検討を行い、庁内調整を経て、計画策定等を行うことから時間を要するほか、設計・施工業者のマンパワーが不足しており、期間中に完了する事業は限定的であるため、事業期間の延長を要望。 〇2030年度までに県の事務事業の温室効果ガス排出量を2013年度比46%以上削減することを目標としている。一方、コロナ禍の影響等により削減対策に遅れが生じ、2021年度時点での削減は15%にとどまっており、目標達成は厳しい状況である。目標達成には、2025年度以降も、継続して削減に取り組んでいく必要があるため、期間延長を要望したい。		
240	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	脱炭素化推進事業の要件の緩和	脱炭素化推進事業債について、公共施設省エネルギー基準に適合させるための改修事業に、第三者認証を受けることなどが要件とされているが、そのためには建物全体の省エネ性能を評価した上で基準に適合させる必要がある。しかしながら、昭和、平成初期に建設された建物については評価に必要な建設時の設計書等が残っていない事例も多く、その認証を受けることが困難である。また、代替図書を作成する場合には、設備や断熱の仕様等が不明な場合は現地調査の実施や図面作成に相応の時間を要し、費用についても増加する。このほか、予算や設備毎の劣化度の違い等の理由により段階的に、より緊急性の高い設備(空調設備や照明設備など)を先に改修する場合は多いのが実態であり、施設全体の認証を行い、施設ごとに改修計画を立てることは現実的ではなく、実態及び効率性を鑑みると適切ではない。	脱炭素化推進事業債について、公共施設省エネルギー基準に適合させるための改修事業に、第三者認証を受けることなどが要件とされているが、そのためには建物全体の省エネ性能を評価した上で基準に適合させる必要がある。しかしながら、昭和、平成初期に建設された建物については評価に必要な建設時の設計書等が残っていない事例も多く、その認証を受けることが困難である。また、代替図書を作成する場合には、設備や断熱の仕様等が不明な場合は現地調査の実施や図面作成に相応の時間を要し、費用についても増加する。このほか、予算や設備毎の劣化度の違い等の理由により段階的に、より緊急性の高い設備(空調設備や照明設備など)を先に改修する場合は多いのが実態であり、施設全体の認証を行い、施設ごとに改修計画を立てることは現実的ではなく、実態及び効率性を鑑みると適切ではない。	—	公共施設の計画的な省エネ改修が可能となることで、カーボンニュートラル実現に資する。	令和5年度地方債同意等基準運用要綱 P.28	総務省、環境省	栃木県、群馬県	花巻市、埼玉県、平塚市、中津川市、豊橋市、京都市、綾部市、大阪市、豊中市、高松市、高知県、福岡県、熊本市	〇脱炭素化推進事業債について、公共施設省エネルギー基準に適合させるための第三者認証を受けることなどが要件とされているが、評価に必要な建設時の設計書等が残っていない事例も多く、その認証を受けることが困難である。また、代替図書を作成する場合には、現地調査の実施や図面作成に相応の時間を要し、費用についても増加する。予算や設備毎の劣化度の違い等の理由により緊急性の高い設備(空調設備や照明設備など)を先に改修する場合は多いのが実態であり、施設全体の認証を行い、施設ごとに改修計画を立てることは現実的ではなく、実態及び効率性を鑑みると適切ではない。 〇空調設備などの省エネ改修は、予算や人員等の関係上、局所的、段階的に実施することが多く、省エネ改修の都度、建物全体の第三者認証を取得することは、実態にそぐわないため。		